

ID: 1788

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉充実計画の変更の承認		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第55条の3第1項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (社会福祉充実計画の変更) 第55条の3 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前条第1項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。 3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日